鳥取県告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
3 1 3 号	変更前	倉吉市和田東町字下畑田182-3地先から同市	18.0~73.3	847. 0
		和田字清水尻495-1地先まで		
		倉吉市和田字上畑田180-3地先から同市和田	6.9~30.8	819. 0
		字寺澤476-1地先まで		
	変更後	倉吉市和田東町字下畑田182-3地先から同市	18.0~73.3	847. 0
		和田字清水尻495-1地先まで		